

加工・販売施設整備等支援事業実施要綱第2条第1項に規定する別表1

事業区分	事業実施主体	事業内容	対象経費	基準要件	補助率等
1 加工・販売施設整備事業	<p>1 農業者</p> <p>2 農地所有適格法人</p> <p>3 複数の農業者で構成する団体</p> <p>4 市内を管轄する農業協同組合</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。                      (1) 過去3年度において、加工・販売施設整備事業に係る補助金の交付を2回以上受けた者。ただし、事業を実施する年度の後半期に市長が申請期間を設けた場合は、この限りではない。                      (2) 事業を実施する年度において、別件で加工・販売施設整備事業に係る補助金の交付を申請した者。ただし、当該の申請を取り下げた者と、当該の補助金の不交付が決定した者については、この限りではない。</p>	<p>農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備、農畜産物販売施設等（直売所、飲食施設）の整備を行う次の事業。</p> <p>1 農畜産物加工施設や加工機器、農畜産物販売施設を新規に整備する事業。</p> <p>2 処理能力・品質向上のために行う施設改良及び機器類を更新する事業。</p>	<p>1 施設設計費</p> <p>2 施設建設費・付帯工事費</p> <p>3 資材購入費</p> <p>4 機器・設備取得費</p> <p>5 経営診断費</p> <p>※建物に附属しない広告塔等の整備、竣工行事、人件費等、加工・販売事業に直接関係しない経費は対象外とする。</p>	<p>1 事業実施主体1、2にあつては、旭川市内に住所を有すること。</p> <p>2 事業実施主体が、旭川市内において施設等を整備する事業であること。</p> <p>3 事業実施主体3にあつては、代表者の定めがあり、規約等が整備されていること。また、代表者が旭川市内に住所を有すること。</p>	<p>補助率は2/5以内とし、1件当たりの補助額を200万円以内とする。</p> <p>ただし、事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とする。また、補助金の算出にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
2 商品開発支援事業	<p>1 農業者</p> <p>2 農地所有適格法人</p> <p>3 複数の農業者で構成する団体</p> <p>4 上記1～3と商工業者又は流通業者（以下「実需者」という。）との連携体</p> <p>5 市内を管轄する農業協同組合</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。                      (1) 過去3年度において、商品開発支援事業に係る補助金の交付を2回以上受けた者。ただし、事業を実施する年度の後半期に市長が申請期間を設けた場合は、この限りではない。                      (2) 事業を実施する年度において、別件で商品開発支援事業に係る補助金の交付を申請した者。ただし、当該の申請を取り下げた者と、当該の補助金の不交付が決定した者については、この限りではない。</p>	<p>農業者が自ら生産した農畜産物を活用して、自ら又は実需者と連携して取り組む次の事業。</p> <p>1 新商品開発</p> <p>2 新商品の市場開拓</p>	<p>1 新商品開発</p> <p>(1) 試作原材料費</p> <p>(2) 機械装置、加工施設等の借上料</p> <p>(3) 外注加工費</p> <p>(4) パッケージデザイン料</p> <p>(5) 検査分析費</p> <p>2 新商品の市場開拓</p> <p>(1) 調査研究費</p> <p>(2) 広告宣伝費</p> <p>(3) 展示会等出展費</p> <p>※人件費、支払利息、不動産・機械設備購入費、飲食費、経常的な事務所費等に係る経費は対象外とする。</p>	<p>1 事業実施主体1、2にあつては、旭川市内に住所を有すること。3にあつては、代表者の定めがあり、代表者が旭川市内に住所を有すること。</p> <p>2 事業実施主体3、4にあつては規約、又は連携に関わる規定が整備されていること。</p> <p>3 事業実施主体4にあつては、定期的に会議を開催するなど、農業者と実需者が積極的に関わる体制が確認でき、農業者が販売者となりうること。</p> <p>4 事業内容2にあつては、開発から概ね3年以内の商品に係るものとする。</p>	<p>補助率は1/2以内とし、1件当たりの補助額を10万円以内とする。</p> <p>ただし、事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とする。また、補助金の算出にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

加工・販売施設整備等支援事業実施要綱第2条第2項に規定する別表2

事業区分	事業実施主体	事業内容	対象経費	基準要件	補助率等
1 加工・販売施設等整備事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	1 農業者 2 農地所有適格法人 3 複数の農業者で構成する団体 4 市内を管轄する農業協同組合  ただし、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。 (1) 過去3年度において、加工・販売施設整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)に係る補助金の交付を2回以上受けた者。ただし、事業を実施する年度の後半期に市長が申請期間を設けた場合は、この限りではない。 (2) 事業を実施する年度において、別件で加工・販売施設等整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)に係る補助金の交付を申請した者。ただし、当該の申請を取り下げた者と、当該の補助金の不交付が決定した者については、この限りではない。	農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備、農畜産物販売施設等(直売所、飲食施設)の整備を行う次の事業。  1 農畜産物加工施設や加工機器、農畜産物販売施設を新規に整備する事業。 2 処理能力・品質向上のために行う施設改良及び機器類を更新する事業。 3 衛生対策のために行う施設改修及び機器類を更新する事業。 4 直売所の経営安定化のために行う施設改修及び機器類を整備する事業。	1 施設設計費 2 施設建設費・付帯工事費 3 資材購入費 4 機器・設備取得費 5 経営診断費  ※建物に附属しない広告塔等の整備、竣工行事、人件費等、加工・販売事業に直接関係しない経費は対象外とする。	1 事業実施主体1、2にあつては、旭川市内に住所を有すること。  2 事業実施主体が、旭川市内において施設等を整備する事業であること。  3 事業実施主体3にあつては、代表者の定めがあり、規約等が整備されていること。また、代表者が旭川市内に住所を有すること。	補助率は1/2以内とし、1件当たりの補助額を200万円以内とする。  ただし、事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とする。また、補助金の算出にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2 商品開発支援事業 (新型コロナウイルス感染症対策)	1 農業者 2 農地所有適格法人 3 複数の農業者で構成する団体 4 上記1～3と商工業者又は流通業者(以下「実需者」という。)との連携体 5 市内を管轄する農業協同組合  ただし、以下のいずれかに該当する者は対象外とする。 (1) 過去3年度において、商品開発支援事業(新型コロナウイルス感染症対策)に係る補助金の交付を2回以上受けた者。ただし、事業を実施する年度の後半期に市長が申請期間を設けた場合は、この限りではない。 (2) 事業を実施する年度において、別件で商品開発支援事業(新型コロナウイルス感染症対策)に係る補助金の交付を申請した者。ただし、当該の申請を取り下げた者と、当該の補助金の不交付が決定した者については、この限りではない。	農業者が自ら生産した農畜産物を活用して、自ら又は実需者と連携して取り組む次の事業。  1 新商品開発 2 新商品の市場開拓	1 新商品開発 (1) 試作原材料費 (2) 機械装置、加工施設等の借上料 (3) 外注加工費 (4) パッケージデザイン料 (5) 検査分析費 2 新商品の市場開拓 (1) 調査研究費 (2) 広告宣伝費 (3) 展示会等出展費  ※人件費、支払利息、不動産・機械設備購入費、飲食費、経常的な事務所費等に係る経費は対象外とする。	1 事業実施主体1、2にあつては、旭川市内に住所を有すること。3にあつては、代表者の定めがあり、代表者が旭川市内に住所を有すること。  2 事業実施主体3、4にあつては規約、又は連携に関わる規定が整備されていること。  3 事業実施主体4にあつては、定期的に会議を開催するなど、農業者と実需者が積極的に関わる体制が確認でき、農業者が販売者となりうること。  4 事業内容2にあつては、開発から概ね3年以内の商品に係るものとする。	補助率は1/2以内とし、1件当たりの補助額を100万円以内とする。  ただし、事業の実施に当たっては、定められた予算の範囲内とする。また、補助金の算出にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。